

熊本市事務分掌条例（昭和46年条例第36号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる組織を設ける。</p> <p>政策局 総務局 財政局 文化市民局 健康福祉局 <u>こども局</u> 環境局 経済観光局 農水局 都市建設局 都市政策研究所</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる組織を設ける。</p> <p>政策局 総務局 財政局 文化市民局 健康福祉局 <u>【新設】</u> 環境局 経済観光局 農水局 都市建設局 都市政策研究所</p>
<p>第2条 前条に規定する組織の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策局 【略】 総務局 【略】 財政局 【略】 文化市民局 【略】 健康福祉局</p> <p>(1) 保健衛生に関すること。</p>	<p>第2条 前条に規定する組織の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策局 【略】 総務局 【略】 財政局 【略】 文化市民局 【略】 健康福祉局</p> <p>(1) 保健衛生に関すること。</p>

- (2) 社会福祉に関する事。
- (3) 社会保障に関する事。

【削る】

こども局

こどもに関する事。

環境局

- (1) 環境保全に関する事。
- (2) 廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する事。

経済観光局 【略】

農水局

農業及び水産業に関する事。

都市建設局

- (1) 都市計画に関する事。
- (2) 都市開発に関する事。
- (3) 住宅及び建築に関する事。
- (4) 道路その他土木に関する事。
- (5) 河川に関する事。

(6) 緑地及び公園に関する事。

(7) 林務に関する事。

都市政策研究所 【略】

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

- (2) 社会福祉に関する事。
- (3) 社会保障に関する事。

(4) 子どもの育成支援に関する事。

【新設】

環境局

- (1) 環境保全に関する事。
- (2) 廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する事。

経済観光局 【略】

農水局

農林水産業に関する事。

都市建設局

- (1) 都市計画に関する事。
- (2) 都市開発に関する事。
- (3) 住宅及び建築に関する事。
- (4) 道路その他土木に関する事。
- (5) 河川に関する事。

【新設】

【新設】

都市政策研究所 【略】